

運航中止基準

	風速	波高	視程
出港の中止	15 m/s 以上	1.5 m以上	500 m以下
	上記条件の一に達していると認められるときは、出港を中止しなければならない。また、出港前において航行中に遭遇する気象・海象が上記条件に達するおそれがあるときは、出港を中止しなければならない。		
運航の中止	15 m/s 以上	1.5 m以上	500 m以下
	上記条件の事態が発生するおそれのあるときは、航行を中止し、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。また、上記条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転又は避泊措置をとらなければならない。		
入港の中止	15 m/s 以上	1.5 m以上	500 m以下
	入港予定地港内の気象・海象が上記条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し適宜の海域での錨泊その他の適宜な措置をとらなければならない。		

※上記の基準に達していない場合でも、運航に支障があると判断した場合には、運航を中止する場合がございます。